

株 主 各 位

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）
第26期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 会社の体制及び方針

連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表
- ・ 会計監査人の監査報告

監査役会の監査報告

さくらインターネット株式会社

1. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

2. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 39,240千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 42,240千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、コンフォートレター作成業務を委託し、対価として3,000千円を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について決議しており、その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社のコンプライアンスの実施状況と問題点を把握及び是正の検討を行い、必要に応じて、取締役会に報告する。
 - ・内部通報制度により、法令違反行為等に関する行為の早期発見、是正及び防止に努める。
 - ・暴力団その他の反社会的勢力との関係を一切持たず、不当な要求へは毅然とした対応を取り、その活動を助長する行為を行わないことを徹底する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
 - ・取締役及び監査役は、上記文書等を常時閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・企業活動の持続的発展を阻害するリスクに対処するため、リスク管理規程を制定する。
 - ・社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社のリスク管理の実施状況と問題点を把握及び是正の検討を行い、必要に応じて、取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・職務権限規程に基づき取締役会の職務権限を明確にし、その機能の重点を重要な経営事項へ特化する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ会社管理規程に基づき、当社は子会社より定期的に経営事項の報告を受ける。その内容は取締役会において共有され、必要に応じて課題及び経営方針の検討が行われる。
 - ・グループ会社管理規程に基づき、子会社における重要事項の実施においては、事前に当社の承認を必要とする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役は、内部監査部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ・ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人に対し、監査役の指示に従い、監査業務を優先的に遂行させるとともに、当該業務に必要な権限を付与する。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、重大な法令・定款への違反行為及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事項等について、当社の監査役に報告を行う。
 - ・ 当社の監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役が、職務の執行に伴う費用を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、取締役会及びその他重要な意思決定に係る会議に出席し、取締役との意見交換及び情報連携を行っている。
 - ・ 監査役は、内部統制及び内部監査状況の報告を担当部門より受けるとともに、会計監査人と定期的に意見交換及び情報連携を行い、必要に応じて顧問弁護士から助言を受けている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

① コンプライアンス及び損失の危険の管理に対する取組みの状況

平時及び緊急事態の発生時のリスク管理をより実効性の高いものとするため、リスク管理計画及び体制を見直すとともに、緊急時を想定した連絡テスト及び防災訓練を各1回実施した。また、当社の全使用人を対象とした全社教育を1回実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んだ。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

当社は、業務執行体制として執行役員を設けており、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っている。また、執行役員が取締役会へ出席することにより、取締役会での決議にあたり、より詳細で正確な業務情報の反映を可能としている。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

グループ会社管理規程に基づき子会社の経営管理体制を統括し、取締役会においては、子会社の経営状況が毎月当社役員へ共有されている。また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施している。

④ 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役は、当社内部統制の状況を全社へ報告する内部統制委員会に出席するほか、四半期に一度、会計監査人より監査報告を受けている。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,256,921	1,478,896	6,372,974	△1,119,643	8,989,147
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	9,026,246	9,026,246			18,052,492
剰 余 金 の 配 当			△125,939		△125,939
連 結 範 囲 の 変 動			△6,806		△6,806
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			2,937,459		2,937,459
自 己 株 式 の 取 得				△317	△317
自 己 株 式 の 処 分		71,881		13,108	84,989
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	9,026,246	9,098,127	2,804,714	12,790	20,941,878
当 期 末 残 高	11,283,167	10,577,023	9,177,688	△1,106,853	29,931,026

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	そ の 他 の 包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	133,781	11,890	183	145,855	186,206	9,321,209
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						18,052,492
剰 余 金 の 配 当						△125,939
連 結 範 囲 の 変 動						△6,806
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益						2,937,459
自 己 株 式 の 取 得						△317
自 己 株 式 の 処 分						84,989
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△21,183	△246	△171	△21,601	15,895	△5,706
当 期 変 動 額 合 計	△21,183	△246	△171	△21,601	15,895	20,936,172
当 期 末 残 高	112,597	11,643	11	124,253	202,102	30,257,381

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 7 社

連結子会社の名称

ゲヒルン株式会社

櫻花移動電信有限公司

アイティーエム株式会社

ビットスター株式会社

プラナスソリューションズ株式会社

IzumoBASE株式会社

株式会社Tellus

従来、非連結子会社であった株式会社Tellusに対し、2024年4月1日付で増資払込を行ったことに伴い、重要性が増したため、当連結会計年度より、同社を連結範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社数 1 社

会社等の名称

BBSakura Networks株式会社

② 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

有限責任事業組合福岡市スタートアップ支援施設運営委員会

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社等は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に与える影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ デリバティブ

時価法

ハ 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、2016年3月31日までに取得した建物及び構築物（石狩データセンターに係る建物及び構築物を除く）については、定率法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、工具、器具及び備品の一部については、経済的耐用年数に基づく見積耐用年数を適用しております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）主に5年（社内における利用可能期間）

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ 役員賞与引当金

一部の連結子会社の役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ニ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく株式の給付に備えるため、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

ホ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、櫻花移動電信有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

ロ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に

含めております。

ハ ヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を行っております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

(ヘッジ対象)

外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

ウ. ヘッジ方針

為替変動リスクをヘッジするため、外貨建ての商品及びサービスの購入に係る為替予約のみ行います。

エ. ヘッジ有効性評価の方法

有効性の判定は、ヘッジ対象の為替変動額又はキャッシュ・フロー変動額の累計とヘッジ手段の為替変動額又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。但し、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産、負債に関する条件が同一である場合については、ヘッジ有効性評価を省略しております。

二 国庫補助金等の圧縮記帳処理

当社グループでは国庫補助金等を受領しております。これらの補助金は、資産稼働時に当該補助金の対象となった固定資産の取得価額から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、補助金の受入額を国庫補助金等収入として特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

ホ 重要な繰延資産の処理方法

ア. 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

ヘ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

Ⅱ. 表示方法の変更に關する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「有形固定資産」の「その他」に含めておりました「建設仮勘定」(前連結会計年度35,698千円)、「流動負債」の「その他」に含めておりました「設備関係未払金」(前連結会計年度288,329千円)及び「仮受金」(前連結会計年度74,511千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「株式交付費」(前連結会計年度1,459千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

Ⅲ. 会計上の見積りに關する注記

資産除去債務

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

資産除去債務 828,955千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

データセンター及び事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等につき、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積もっております。

当該有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローは、過去における類似の特性を有する拠点の資産で発生した原状回復工事の実績額、除去サービスを行う業者など第三者からの情報、原状回復工事見積金額、物価の変動を表す指標等に基づき、見積り計算を行っております。

② 主要な仮定

上記のとおり、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローについて、過去における類似の特性を有する拠点の資産で発生した原状回復工事の実績額、除去サービスを行う業者など第三者からの情報、原状回復工事見積金額、物価の変動を表す指標等で見積り計算を行う等、一定の仮定を設定しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

経済状況や市況による工事単価の変動、想定していない工事の発生等により、実際に生じた工事金額が見積り金額と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ． 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報を入手したことに伴い、見積りの変更を行いました。

当該見積りの変更による資産除去債務の総額は、工事費や物価上昇等の影響により143,640千円増加し、変更前の残高に加算しております。また、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ82,793千円減少しております。

V. 追加情報

(重要な設備投資)

当社は、2025年3月21日開催の取締役会において、石狩データセンターへの追加投資を行うことを決議しました。

1.設備投資の目的

当社は、石狩データセンターにおいて、クラウドサービスの持続的成長、および今後の大規模需要の可能性に備えた戦略的な余白を確保するため、3号棟Cゾーン及びDゾーンの構築増床を決議いたしました。

なお、本件はリースによる調達を予定しております。

2.設備投資の内容

(1) 石狩データセンター3号棟Cゾーン

- ① 所在地 北海道石狩市
- ② 用途 サーバルーム内装、電気設備、空調設備等
- ③ 投資予定額 約25億円

(2) 石狩データセンター3号棟Dゾーン

- ① 所在地 北海道石狩市
- ② 用途 サーバルーム内装、電気設備、空調設備等
- ③ 投資予定額 約25億円

(3) 石狩データセンター2号棟発電機

- ① 所在地 北海道石狩市
- ② 用途 発電機等
- ③ 投資予定額 約3億円

3.設備の導入時期

(1) 石狩データセンター3号棟Cゾーン

- ① 着工時期 2025年8月(予定)
- ② 竣工時期 2026年7月(予定)

(2) 石狩データセンター3号棟Dゾーン

- ① 着工時期 2025年11月(予定)
- ② 竣工時期 2026年10月(予定)

(3) 石狩データセンター2号棟発電機

- ① 着工時期 2026年11月(予定)
- ② 竣工時期 2027年3月(予定)

Ⅵ. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	3,031,867千円
土地	640,139千円
計	3,672,007千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	29,160千円
長期借入金	－千円
長期借入金に対する銀行保証	1,000,004千円
計	1,029,164千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 21,224,142千円

(3) 保証債務

石狩データセンター3号棟の増床に伴い当社が将来負うべき債務について、リース会社が立替えている代金に対し、債務を保証しております。

三菱HCキャピタル株式会社	758,425千円
---------------	-----------

VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 株 式 数 (株)	当連結会計年度増加 株 式 数 (株)	当連結会計年度減少 株 式 数 (株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	37,620,700	4,270,000	—	41,890,700

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

公募による新株発行（一般公募）による増加4,270,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (千 円)	配当の原資	1 株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	125,939	利益剰余金	3.50	2024年 3月31日	2024年 6月26日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金958千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (千 円)	配当の原資	1 株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	161,089	利益剰余金	4.00	2025年 3月31日	2025年 6月23日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金1,084千円が含まれております。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

主にクラウド・インターネットインフラサービスを提供する事業を行うための設備投資計画に照らし、必要な資金（主に銀行借入やリース取引）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、外貨建取引の為替相場変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式や投資事業有限責任組合への出資金であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法は、Ⅰ.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ハ ヘッジ会計の方法に記載のとおりであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引について、一部の連結子会社においては、為替変動リスク管理規程に準じて、管理を行っております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採

用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、(1) 金融商品の状況に関する事項 におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注1)を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「設備関係未払金」、については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券			
① その他有価証券	176,256	176,256	—
資産計	176,256	176,256	—
② 長期借入金	5,803,879	5,742,391	△61,487
③ リース債務	8,583,770	8,482,056	△101,713
負債計	14,387,649	14,224,448	△163,201
デリバティブ取引※	4,689	4,689	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	301,996

非上場株式について29,999千円（その他有価証券の株式29,999千円）減損処理を行っております。

(注2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は204,017千円であります。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	29,487,921	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	7,577,863	—	—	—
合計	37,065,785	—	—	—

(注4) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	9,261,668	—	—	—	—	—
長期借入金	2,649,408	2,102,808	321,392	285,299	159,248	285,724
リース債務	1,928,797	2,083,973	1,638,856	1,155,057	655,449	1,121,635
合計	13,839,873	4,186,781	1,960,248	1,440,356	814,697	1,407,359

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	176,256	—	—	176,256
② デリバティブ取引	—	4,689	—	4,689
資産計	176,256	4,689	—	180,946

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
③ 長期借入金	—	5,742,391	—	5,742,391
④ リース債務	—	8,482,056	—	8,482,056
負債計	—	14,224,448	—	14,224,448

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時

価をレベル1の時価に分類しております。

② デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

③ 長期借入金、④ リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

IX. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

サービスカテゴリー別	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
クラウドサービス	14,006,941
GPUクラウドサービス	6,344,571
物理基盤サービス	3,721,757
その他サービス	7,339,112
顧客との契約から生じる収益	31,412,382
外部顧客への売上高	31,412,382

(注) 当連結会計年度より、2024年1月からサービス提供を開始した「GPUクラウドサービス」を新しく追加しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における顧客との契約に基づく履行義務と収益認識時点

当社グループは、自社グループで運営する国内のデータセンターを生かしてクラウドコンピューティングサービスを提供するクラウド・インターネットインフラサービスを提供する事業を行っており、主なサービスカテゴリー別の顧客との契約に基づく履行義務と収益認識時点の内容は以下のとおりです。

(クラウドサービス)

インターネット上で多彩なITインフラ構成を実現できるパブリッククラウドサービス、サーバーを複数人で共同利用するスタンダードな共有ホスティングサービス等のクラウドコンピューティングサービスを提供しております。

このようなサービスについては、顧客との契約に基づき、契約期間にわたって日常的又は反復的にサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益認識しております。

(GPUクラウドサービス)

生成AI開発や機械学習、ディープラーニングなどの高負荷な計算処理を必要とする用途に使用できるクラウド型GPUサービスで、物理サーバーを専有するベアメタル型サービスである「高火力PHY」、ユーザーが用意したDockerイメージをクラウド上で手軽に実行できる、マネージドなコンテナ型サービスである「高火力DOK」があります。

このようなサービスについては、顧客との契約に基づき、契約期間にわたって日常的又は反復的にサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益認識しております。

（物理基盤サービス）

当社グループが運営するデータセンター内に、顧客所有の通信機器類を自由に設置できるスペースとインターネット接続に必要な回線や電源などを貸与するハウジングサービス、及びインターネット上で当社グループが所有する物理サーバーを専用で利用できるサービスを提供しております。

このようなサービスについては、顧客との契約に基づき、契約期間にわたって日常的又は反復的にサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益認識しております。

（その他サービス）

前述の主たる業務に付随するサービスの提供、また顧客からの委託によるサービスや機能開発、研究開発等の提供を含んでおります。主たる業務に付随するサービスとしては、主にドメイン取得サービスや運用保守サービス等を提供しております。

ドメイン取得サービスについては、顧客との契約に基づき、ドメインを取得する義務があるため、取得完了時に履行義務が充足されと考えられることから、取得完了時に収益認識しております。

運用保守サービスについては、顧客との契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益認識しております。

顧客からの委託によるサービス等については、契約内容に基づき、役務の提供に応じて履行義務が充足、あるいは、一時点又は一定の期間にわたり履行義務が充足したと判断して収益を認識しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度(千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,673,256
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	7,433,091
契約資産 (期首残高)	567,908
契約資産 (期末残高)	144,772
契約負債 (期首残高)	4,984,218
契約負債 (期末残高)	6,147,881

契約資産は、期末日時点で履行義務を充足しているが、請求期限が到来していない対価の額であり、収益の認識に伴って増加し、顧客に対して対価の額を請求した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

連結貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。契約負債は、各サービスにかかる販売契約の支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,932,084千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

	当連結会計年度(千円)
1年以内	522,248
1年超2年以内	582,519
2年超3年以内	496,990
3年超	366,326
合計	1,968,084

X. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	751円36銭
(2) 1株当たり当期純利益	75円23銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定の基礎となる期末自己株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数には、信託が保有する当社株式(当連結会計年度末株式数271,200株、当連結会計年度期中平均株式数272,573株)を含めております。

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

さくらインターネット株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 間 薫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、さくらインターネット株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、さくらインターネット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

株主資本等変動計算書
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	2,256,921	1,361,862	48,728	1,410,591	43,548	5,665,692	5,709,241
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	9,026,246	9,026,246		9,026,246			
会社分割による変動		△60,170		△60,170			
剰余金の配当						△125,939	△125,939
当 期 純 利 益						2,403,900	2,403,900
自己株式の取得							
自己株式の処分			71,881	71,881			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	9,026,246	8,966,075	71,881	9,037,957	－	2,277,961	2,277,961
当 期 末 残 高	11,283,167	10,327,938	120,609	10,448,548	43,548	7,943,654	7,987,202

	株主資本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,119,643	8,257,109	122,243	122,243	8,379,353
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		18,052,492			18,052,492
会社分割による変動		△60,170			△60,170
剰余金の配当		△125,939			△125,939
当 期 純 利 益		2,403,900			2,403,900
自己株式の取得	△317	△317			△317
自己株式の処分	13,108	84,989			84,989
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△20,454	△20,454	△20,454
当期変動額合計	12,790	20,354,954	△20,454	△20,454	20,334,500
当 期 末 残 高	△1,106,853	28,612,064	101,789	101,789	28,713,853

（注） 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、2016年3月31日までに取得した建物及び構築物（石狩データセンターに係る建物及び構築物を除く）については、定率法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、工具、器具及び備品の一部については、経済的耐用年数に基づく見積耐用年数を適用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 主に5年（社内における利用可能期間）

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく株式の給付に備えるため、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 国庫補助金等の圧縮記帳処理

当社では、国庫補助金等を受領しております。これらの補助金は、資産稼働時に補助金の対象となった固定資産の取得価額から直接減額して計上しております。なお、損益計算書においては、補助金の受入額を国庫補助金等収入として特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

Ⅱ. 表示方法の変更にに関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「仮受金」(前事業年度74,511千円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

資産除去債務

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

資産除去債務 821,004千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」資産除去債務に記載した内容と同一であります。

Ⅳ. 会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報を入手したことに伴い、見積りの変更を行いました。

当該見積りの変更による資産除去債務の総額は、工事費や物価上昇等の影響により143,640千円増加し、変更前の残高に加算しております。また、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ82,793千円減少しております。

Ⅴ. 追加情報

(重要な設備投資)

連結注記表「追加情報」(重要な設備投資)に記載した内容と同一であります。

Ⅵ. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	3,031,802千円
構築物	64千円
土地	640,139千円
計	3,672,007千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	29,160千円
長期借入金	－千円
長期借入金に対する銀行保証	1,000,004千円
計	1,029,164千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 21,283,706千円

(3) 保証債務

石狩データセンター３号棟の増床に伴い当社が将来負うべき債務について、リース会社が立替えている代金に対し、債務を保証しております。

三菱HCキャピタル株式会社 758,425千円

(4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権 397,377千円

関係会社に対する短期金銭債務 318,015千円

Ⅶ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,958,666千円

仕入高 988,372千円

販売費及び一般管理費 217,864千円

営業取引以外の取引による取引高 129,103千円

Ⅷ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	1,911,842	77	22,461	1,889,458

(注) 1. 当事業年度末における普通株式の自己株式数には「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式271,200株を含めております。

2. 変動事由の概要

増加の内訳は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加77株

減少の内訳は以下のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）の当社株式売却による減少2,600株

譲渡制限付株式交付による減少19,861株

IX. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	284,258千円
減価償却費	231,756千円
賞与引当金等	197,635千円
関係会社株式評価損	105,666千円
未払事業税	96,809千円
株式報酬費用	60,828千円
子会社株式の投資簿価修正	32,551千円
棚卸資産評価損	27,757千円
株式給付引当金	27,715千円
投資有価証券評価損	17,129千円
減損損失	5,666千円
未払事業所税	4,664千円
貸倒引当金	4,640千円
その他	12,466千円
繰延税金資産小計	1,109,546千円
評価性引当額	△228,148千円
繰延税金資産合計	881,398千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△44,463千円
資産除去費用	△136,121千円
繰延税金負債合計	△180,584千円
繰延税金資産純額	700,813千円

X. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

属 性	会 社 等 の 名 称又は 氏名	議決権等 の所有(被所有) 割合	事業の内容 又 は 職 業	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役 員	田中 邦裕	(被所有) 直接2.13% 間接10.82%	当社代表取締役	金銭報酬債権の 現物出資による 自己株式の処分 (注) 1	19,998	—	—

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資による自己株式の処分であります。

XI. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載した内容と同一であります。

XII. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	717円82銭
(2) 1株当たり当期純利益	61円56銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定の基礎となる期末自己株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数には、信託が保有する当社株式(当事業年度末株式数271,200株、当事業年度期中平均株式数272,573株)を含めております。

XIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

さくらインターネット株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 間 薫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、さくらインターネット株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

さくらインターネット株式会社 監査役会

常勤監査役	山口やよい ㊞
社外監査役	梅 木 敏 行 ㊞
社外監査役	長谷川浩之 ㊞
社外監査役	広 瀬 智 之 ㊞

以 上